

産業高付加価値化設備投資緊急促進事業の概要

1 事業目的

地域産業の高付加価値化に資する設備を導入する企業等の設備投資を集中的に支援し、その経営基盤の強化及び県経済の活性化を図ることを目的とする。

2 支援内容

設備の導入に必要な資金の一部について、所定の利子に相当する金額を助成する。

3 補助事業者 (公財)にいがた産業創造機構 (以下「NICO」という。)

4 予算額 15.0億円 (②6月補正5.0億円、②7当初10.0億円)

※ 26年度受付分は、26年2月補正5.0億円のみです。

5 対象融資 金融機関資金または県制度融資

ただし、融資上限額の内数で県制度融資との併用可

6 融資額 1千万円～3億円

※ 高付加価値化要件は、上限5億円まで

7 導入期限 平成28年2月29日まで

※ 高付加価値化要件は、交付決定日から最長1年間まで延長可

8 対象要件

次の(1)及び(2)のうち、いずれかの要件で申し込むこと。

(1) 高付加価値化要件

次の①から⑤のいずれかの要件を満たすこと。

① 新分野進出 ②海外展開 ③設備の国内回帰 ④事業承継など新陳代謝

⑤ 施設設備・技術等導入後3年以内のいずれかの年度の付加価値額等が導入前と比較して20%以上増加する計画であること。

(2) 一般要件

次の①及び②のいずれかの要件を満たすこと。

① 交付申請日の属する月の6か月前と比較して、設備の導入完了時において、常用雇用者が1名以上増加していること。

② 施設設備・技術等導入後3年以内のいずれかの年度の付加価値額等が導入前と比較して10%以上増加する計画であること。

9 申込方法

県制度融資の取扱金融機関において融資の申込みを行ったうえで、NICOに産業高付加価値化設備投資緊急促進事業の助成金交付申請を行う。

(交付申請に必要な書類は、県制度融資の取扱金融機関に用意してあるほか、NICOホームページからもダウンロード可能)

10 申込期間 (助成金交付申請の受付期間)

平成27年3月2日から平成28年1月29日まで